

## 北谷町小規模事業者等緊急支援金\_Q&A（よくあるお問い合わせ）

令和3年11月12日時点

No	分類	質問	回答
1	交付要件	業種の制限はありますか。	ありません。交付要件を満たし、不交付要件に該当しなければどのような業種であっても交付対象となります。
2	交付要件	フリーランスも対象になりますか。	対象になります。フリーランスを含む個人事業主であっても、交付要件を満たし、不交付要件に該当しなければ交付対象となります。
3	交付要件	本社は北谷町外ですが支社が北谷町にあります。対象になりますか。	対象になります。事業所（事務所や店舗）が北谷町内にある場合は、その事業所が本社（本店）であるか否かを問わず、対象となります。
4	交付要件	北谷町在住の個人事業主です。店舗を1つ経営していますが北谷町外にあります。対象になりますか。	対象になります。原則は北谷町内に事業所を有することですが、個人事業主の方で北谷町内に事業所を有しない場合は、北谷町に住民登録があれば対象となります。
5	交付要件	北谷町在住の個人事業主です。無店舗のフリーランスですが、対象になりますか。	対象になります。事業所自体を持たない無店舗の個人事業主の方（フリーランス等）であっても、北谷町に住民登録があれば対象となります。
6	交付要件	個人事業主が原則月10万円以上の事業収入を得ていないといけないのはなぜですか。	<p>本支援金は、本業として事業活動をされている事業者の方について、その事業継続を支援することを目的としていますが、個人事業主の方については、様々な収入を得ていることも想定されます。確定申告においても同様に様々な収入が申告され得ること、また、本来副業（副収入）として雑収入で申告されるべき収入が事業収入として申告されていることもあるため、このような状況においての本業・副業の判断として、このような要件を設けています。</p> <p>なお、10万円という金額については、本支援金が10万円の一律支給であることを基準に定めています。</p>

7	交付要件	原則月 10 万円以上の事業収入を得ていることとは、具体的にどのように判断すればよいですか。	確定申告において事業収入で申告していることと、比較対象月の売上が 10 万円以上であることで判断します。具体的には、申請書（第 1 号様式）の「比較対象月の売上（B）」の欄に記載される売上金額が 10 万円以上である必要があります。
8	交付要件	業務委託契約等収入とは具体的にどのようなものですか。	雇用契約によらない請負契約等による収入をいいます。フリーランス（特定の企業に属さず自らのスキル等で自由に仕事を獲得する働き方の個人事業主）の方々と、例えばライター、デザイナー、プログラマー等が依頼された成果品の対価として得る収入や、講師、大道芸人等が役務（サービス）の提供の対価として得る収入が該当します。 なお、本支援金は事業者を支援するものですので、雇用契約にあたる場合、すなわち労働者（サラリーマン・パート・アルバイト等）の方は対象となりません。※雇用関係にある場合は給与収入であり事業収入や業務委託契約等収入には該当しません。
9	交付要件	事業収入を得ていない個人事業主について、業務委託契約等収入の要件があるのはなぜですか。	業務委託契約等収入の要件は、一般的にフリーランスと呼ばれる個人事業主の方で、事業活動による事業収入を給与収入や雑収入で申告した方に対する救済措置として設けているものです。
10	交付要件	売上の定義を教えてください。	確定申告書において収入金額等の事業欄に記載される金額（法人の場合は税務署処理欄の売上金額に記載される金額）のことです。収入から経費を差し引いて計算される利益（所得）ではありません。また、事業収入以外の収入は本支援金の売上には含みません。
11	交付要件	国や県から交付を受けた協力金や支援金は、売上に含めますか。	含めません。県の時短協力金（飲食店）、国の一時支援金や月次支援金等の公的な支援金は、本年の売上・比較対象月の売上のいずれにおいても売上には計上しないでください。※事業活動による売上で計算します。

12	交付要件	売上の減少を計算したところ 19.99%になりました。小数点以下の切り上げや四捨五入をして 20%で申請できますか。	申請できません。切り上げや四捨五入で 20%とすることはできません。売上減少の計算では小数点以下は切り捨てで計算してください。
13	交付要件	不動産収入、給与収入の減少は売上の減少に該当しますか。	該当しません。本支援金は、事業収入の減少を対象としています。
14	交付要件	複数の店舗を経営しており、1 つの店舗では 20%以上売上が減少していますが、他の店舗では減少していません。申請は店舗ごとにしてもよいですか。また、複数事業を営む場合は事業ごとでもよいですか。	店舗や事業ごとに申請することはできません。本支援金の申請は店舗や事業単位ではなく事業者単位となります。したがって、事業者全体で要件を満たしていなければ支援金の交付対象とはなりません。 なお、申請単位の考え方は売上の減少だけでなく、従業員数等他の要件でも同じです。
15	交付要件	売上の減少月として事業者が選択する 2021 年 4 月から 9 月のうちいずれかの月は、事業者が自由に選んでよいのですか。	自由に選んでかまいません。
16	交付要件	比較対象月は、事業者が自由に選んでよいのですか。	比較対象月を自由に選ぶことはできません。原則として前年同月又は前々年同月となります。なお、業歴（事業開始月）により選択可能な場合がありますが、それでも制限なく自由に選ぶことはできません。
17	交付要件	業歴（事業開始月）とありますが、ここでのいう事業開始月とは、法人の設立年月日や個人事業の開業年月日ですか。それとも、設立や開業ではなく実際に事業を開始した年月日（営業を始めた年月日）ですか。	法人の設立年月日や個人事業の開業年月日です。 法人の設立が 2019 年 8 月 1 日、法人が運営する店舗の営業開始が 2019 年 10 月 1 日だった場合は、業歴（事業開始月）は 8 月からとなります。

18	交付要件	<p>2020年4月に開業しました。コロナ渦での開業で前年比較ができませんが、2019年は開業前で売上実績がありません。このような場合は、業歴によって前年同月又は前々年同月の売上比較ができないとして、比較対象月を業歴の中から任意に選択することができますか。</p>	<p>通常は、前年同月又は前々年同月で比較しますが、このような業歴（事業開始日）によって、前年同月又は前々年同月の売上と比較ができない場合限り、任意で選択した売上減少月より<u>前の月</u>を比較対象月として選択ができます。</p> <p>※ただし、ここでいう<u>前の月</u>とは、緊急事態宣言が発出されていない3月以前をいいます。</p> <p>ご質問の場合、比較対象月は、任意の売上減少月より前の月（3月以前の月）で比較することになります。</p> <p>（例）2021年4月の売上が40万円、前の月（2021年2月）の売上が80万円である場合、4月の売上が2月の売上と比較して50%減少しているため対象になります。</p>
19	交付要件	<p>2021年8月の売上が大きく減少したため8月を選択したいのですが、2020年8月は既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため売上が20%減少していません。新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない2019年8月を比較対象月に選んでもよいですか。</p>	<p>2019年8月を比較対象月として選択することは可能です。ご質問のように前年同月が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、前々年同月比を選ぶことができます。</p>
20	交付要件	<p>2021年5月に開業しました。売上の減少で前年比較も前々年比較もできませんが、対象になりますか。</p>	<p>ご質問のような業歴の場合は、前年同月又は前々年同月での比較が出来ないため、売上減少月として選択した月より前の月で比較し、対象となる可能性があります。</p> <p>※このような業歴の場合は、お問い合わせください。</p>

21	交付要件	自主的な一時休業や一部店舗の閉店等事業を縮小したことによる売上げの減少は、対象になりますか。	一時休業や事業の縮小が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであれば、対象になります。
22	交付要件	開業したが売上実績がない場合や、2021年9月開業の場合などは、売上の比較ができませんが、対象になりますか。	対象になりません。売上の比較ができず、20%以上の売上減少が確認できない場合は、本支援金の交付対象とはなりません。
23	交付要件	北谷町宿泊事業者支援給付金交付要綱第2条に規定する交付対象者とは、具体的にどのような者ですか。	令和3年9月1日時点において、北谷町内に宿泊施設（旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出に基づく宿泊施設）を有し、現に営業する者をいいます。
24	交付要件	宿泊施設と飲食店を営んでいます。このように宿泊業とそれ以外の業種を営んでいる場合は、申請できますか。	申請できません。北谷町内で宿泊業を営む方は、北谷町宿泊事業者支援給付金での交付申請をお願いします。※北谷町宿泊事業者支援給付金の詳細については北谷町観光課（098-982-7714）へお問い合わせください。
25	申請手続	申請方法は郵送だけですか。	申請は原則郵送のみとしています。FAXや電子メール等での申請も受け付けておりません。※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓口に来庁しての申請等はお控えください。皆様のご協力をお願いします。
26	申請手続	代理人名義による申請は可能ですか。	代理人名義による申請（代理申請）はできません。申請は、法人又は個人事業主の代表者名義に限ります。ただし、申請書への必要事項の記入や必要書類の作成事務等を従業員の方が行うことについては問題ありません。
27	提出書類	必要書類の具体例を教えてください。	必要書類の具体例については、申込受付要項の「別表第1. 申請書類一覧」に記載されていますのでそちらでご確認ください。
28	提出書類	チェックリストは提出する必要がありますか。	提出する必要はありません。チェックリストは必要書類がそろっているか

		すか。	どうかの確認にご活用ください。
29	提出書類	事業実態確認書類はいずれか1つとありますが、全て提出する必要はありますか。また、どれを提出するのがいいですか。	全てを提出する必要はありません。事業の実態が確認できればよいため、申請事業者の事業実態に合わせて最も確認しやすい書類を選んでご提出ください。なお、いずれか1つとありますが、複数提出したほうが確認しやすい場合は複数提出して頂いてかまいません。
30	提出書類	確定申告書類の写しは必ず提出する必要がありますか。	必ず提出する必要があります。事業収入があること（事業実態があること）の確認をする意味でも必要となりますので、比較する過去の売上確認については必ず確定申告書類の写しで行います。確定申告書類の写しを提出できない場合は支援金の申請はできませんのでご了承ください。
31	提出書類	誓約書兼同意書の「5. 北谷町小規模事業者等緊急支援金交付要綱（令和2年北谷町告示第125号）第3条第2項各号のいずれにも該当しません。」とは、具体的にどのようなことですか。	申込受付要項の1. 緊急支援金の概要（4）不交付要件の①～⑦のいずれにも該当しないことをいいます。
32	その他	交付は口座振替のみですか。また、インターネットバンキングは指定できますか。	口座振替のみとなります。また、インターネットバンキングの指定はできません。
33	その他	交付決定通知等がありますか。	あります。交付又は不交付の決定通知書を郵送します。
34	その他	アンケートはどのような趣旨ですか。また、必ず回答しなければいけませんか。	アンケートは支援金交付事業の効果検証や今後の施策への参考とするために実施するものです。任意ですので必ず回答する必要はありません。また、アンケートは支援金の交付又は不交付の決定へ一切影響ありません。
35	その他	窓口に来庁することはできますか。	原則郵送での申請となっていますので、窓口申請や直接窓口に来庁しての質疑回答等は行っておりません。可能な限り電話でのお問い合わせをお願いします。

			します。※どうしても来庁が必要な場合は、電話連絡し事前予約をするようにお願いします。
36	その他	振り込みまでの期間はどのくらいかかりますか。	書類に不備や不足がなければ、通常1~2週間で振り込みできます。
37	その他	支援金の使い道に制限はありますか。	ありません。事業全般に広くご活用ください。